

報告第 1 4 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 9 年 1 0 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、生業資金貸付金の償還に係る民事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

平成29年9月28日

足立区長 近藤 弥生

生業資金貸付金の償還に係る民事訴訟法第395条の規定により
みなされる訴えの提起について

次のとおり、生業資金貸付金の償還に係る債務者に対して行った支払
督促について当該債務者から督促異議の申立てがあったことによる民
事訴訟法第395条の規定によりみなされる訴えの提起をした。

1 支払督促の概要

足立区は、生業資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次の
とおり簡易裁判所に申立てした。

- (1) 未償還金134,619円の支払
- (2) (1)の金額に対する遅延損害金の支払
- (3) 申立て手続き費用3,030円の支払

2 相手方

中野区上鷺宮在住者

3 支払督促の申立てを行った日

平成29年8月30日

4 相手方が督促異議の申立てを行った日

平成29年9月13日

5 民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみ
なされた日

平成29年8月30日

6 訴えの要旨

足立区は、生業資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次の
とおり請求する。

- (1) 未償還金134,619円の支払
- (2) (1)の金額に対する遅延損害金の支払
- (3) 申立て手続き費用3,030円の支払
- (4) 訴訟費用の支払

7 訴訟遂行の方針

足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。